



平成23年分の相続税の申告の状況

飯野 浩一



この号の内容

- 1 平成23年分の相続税の申告の状況
- 2 平成25年度税制改正
- 3 国外財産調書制度について
- 4 給与所得者の特定支出控除について

昨年暮れに平成23年中（平成23年1月1日～平成23年12月31日）に亡くなった人から、相続や遺贈（遺言による贈与）などにより財産を取得した人の申告の概要が公表されました。

被相続人数は約125万人（前年約120万人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約5万1千人（前年約5万人）で、課税割合は4.1%（前年4.2%）となっています。

課税価格は10兆7,299億円（前年10兆4,580億円）で、被相続人1人当たりで2億872万円（前年2億963万円）となっています。

相続税額は1兆2,520万円で、被相続人1人当たりでは2,435万円（前年2,356万円）となっています。

相続財産の金額の構成比は、土地46.0%（前年48.3%）、現金・預貯金等24.2%（前年23.3%）、有価証券13.0%（前年12.1%）の順となっています。

より長期的にここ10年程度で見ると、被相続人・課税対象被相続人は一貫して増加傾向にあります。一方、課税割合・課税価格・税額はほぼ一定しています。

上記数字は、相当な財産を残された方から少しだけでも相続税がかかってしまった方まで一切を単純平均しているため、私共の実務の現場よりも相続税額が多額にでているような気が致します。つまり、相続税がかかるけれども上記の被相続人1人当たりの相続税2,435万円までのような金額を納めなければならないということは非常に稀かと思われます。

また、相続税申告に対する税務調査ですが、近隣周辺での実務の現場の感覚では、相続税額を納める申告の場合の4分の1～3分の1（税額が多くなるとより調査の割合が高まる）といったところでしょうか。調査で一番のポイントとなるのは、生前の現金や預貯金の贈与です。結局、相続税の申告や税務調査で問題となることがあります。

平成27年1月1日以降の相続や遺贈から、相続税の基礎控除が現在の60%に減額されます。ご心配の折は、簡易な試算等致しますので、お気軽にご相談下さい。

【お知らせ】

8月13日から15日まで、夏季休暇とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、ご了承下さい。



平成 25 年度税制改正

レアメタル

相続税の基礎控除の縮小

相続税の基礎控除が縮小されます。平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から適用になります。

現行：基礎控除 5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数

改正後：基礎控除 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数

相続税の税率UP

相続税の税率が引上げられます。相続税率の改正は 2 億円超部分が 45% に、6 億円超部分が 55% になります。遺産額から基礎控除を引き、**法定相続分で分けた後に、税率を乗じます**ので遺産額がかなり大きい人が対象です。こちら**も、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から適用**になります。

小規模宅地等の特例の見直し

被相続人等の自宅の敷地が 80% 減額される特定居住用宅地等について、**限度面積が 240 平米から 330 平米（100 坪）まで拡大**されます。この改正も相続税の基礎控除の引き下げ等による増税に合わせて、**平成 27 年 1 月 1 日以後の相続**から適用になります。

個人所得税関係

公社債等の利子所得

特に同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは、総合課税の対象となります、平成 28 年 1 月 1 日から適用になります。

印紙税の負担軽減

金銭又は有価証券の受取書のうち記載された受取金額が 5 万円未満（現行 3 万円未満）のものには、平成 26 年 4 月 1 日以降は非課税になります。

埼玉県の場合は

事務量の増加になります。

給与所得者の個人住民税については、普通徴収（納税者が自分で納付）で納付されている方もいますが、埼玉県と県内全市町村は、平成 27 年度には給与支払者からの特別徴収（給与からの天引きによる納付）を徹底します。

建設業許可申請の方々は

中小企業は大変な経費増加になります。

平成 24 年 11 月 1 日より新規許可・更新・業種追加等時に健康保険等（厚生年金を含む）の加入状況を記載した書面が必要になりました。

未加入が判明した場合には、指導等を実施していくことになります。



国外財産調書制度について

吉田 政浩

経済がグローバル化していく中で、国外財産に関する所得や相続財産の申告漏れは年々増加傾向にあるといわれています。このような現況に鑑み、平成24年度の税制改正において国外財産調書制度が創設されました。

この国外財産調書制度とは、簡単に言えば、「日本の居住者が、その年の12月31日の時点において合計5千万円を超える国外財産を保有している場合、「国外財産調書」を作成して翌年3月15日までに所轄の税務署に提出する。」という制度です。この制度は、「平成26年1月1日以後に提出すべきものについて適用される。」となっています。つまり、「今年の12月末で5千万円以上の国外財産を有する人に適用される。」ということになります。

対象となる国外財産の範囲は、「国外にあるすべての財産」とされており、国外にあるかどうかの所在判定については、相続税法第10条等の規定によることとされています。ただし、「公社債・株式等の有価証券」については、相続税法上の規定にかかわらず、「金融機関の営業所等の所在地による。」とされました。国外財産の価額については12月31日時点での時価または時価に準ずる価額とされています。

また、この制度には過少申告加算税等の特例として、「加算税の優遇・加重措置」が設けられました。具体的には、所得税や相続税の修正申告等を行った際に、調書の提出がある場合で、その調書に修正申告等の基因となる国外財産等が記載されているときは、過少申告加算税等を5%減額する優遇措置が適用されます。一方で、調書の提出が無い場合や、提出があっても記載が不十分であるときなどは、過少申告加算税等を5%増額する加重措置が適用されます。ただし、この加重措置については、所得税の修正申告等のみに適用され、相続税の修正申告等についての適用はありません。この他にも、平成27年1月1日以降提出分からは、不提出等に対して、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という罰則規定も設けられています。

このグローバル社会の中で、資産のポートフォリオを考えて、国外に財産を移転されている方もそれなりにいらっしゃるようですので、そういった方々は早めに準備しておいた方が良いでしょう。



給与所得者の特定支出控除について

秋元 健央

今月号は個人の確定申告のお客様にも、お手元に届けられるので、今回は、所得税の給与所得者の特定支出控除についてです。

給与所得者は通常、課税所得を計算するときに給与収入から給与所得控除額を引いて課税所得とします。特定支出控除とは、給与所得者がある特定の支出をした場合で、その特定の支出額が給与所得控除額を超える場合に適用できる所得控除のことです。

平成24年度の税制改正で特定支出控除に関する改正が行われ、平成25年分所得税および平成26年度分住民税から適用されることになりました。

平成24年度以前は、特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、確定申告によりその超える金額を給与所得控除後の金額から差し引くことができる制度で、一般的には使いにくい制度でした。平成25年度からは特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超えるときは（1,500万円超える場合は125万円）確定申告すると税金が還付される制度となりました。

給与等の年間収入金額	判定金額
1,500万円以下	給与所得控除の2分の1相当額
1,500万円超	125万円

計算例 給与年間収入金額400万円、特定支出の金額100万円の場合
改正前 給与所得控除額134万円>特定支出の金額100万円のため、適用なし。

改正後 給与所得控除額134万円×2分の1=67万円<100万円のため、加算適用あり、給与所得控除への加算額は100万円-67万円=33万円

次に、特定支出の範囲ですが、改正前は、通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費の5種類でしたが、改正後は新たに、職務必要経費が加えられました。具体的には、職務に直接必要な定期刊行物や書籍、職場で着用する衣服の購入費、職務に関連のある者に対する接待等の費用、が職務必要経費とされるが、特定支出とすることができる金額は、1年間で65万円が上限とされる。また、資格取得費にはこれまで、税理士資格のように、法令によって資格を有する者のみが行うことができる業務が規定されている資格の取得費用は資格取得費の範囲から除外されていましたが、改正によって、税理士のほか、弁護士、公認会計士、弁理士などの資格取得のための費用に該当することになりました。ただし、勤務先がその資格の取得が職務の遂行に直接必要であることを証明する書類の添付が必要です。

申告の際は、特定支出に関する明細書及び、給与等の支払者の証明書、給与所得の源泉徴収票、搭乗・乗車・乗船に関する証明書や支出した金額を証する書類を申告書に添付又は申告書を提出する際に掲示してください。

